

議案第33号

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月26日提出

議会運営委員会委員長 牟田 学

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことから、議会のデジタル化に対応する等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例

阿久根市議会委員会条例（昭和38年阿久根市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「企画調整課」を「企画推進課」に、「市民環境課」を「市民課」に改め、同項第2号中「健康増進課」を「子ども保健課」に、「農政課」を「農政林務課」に、「水産林務課」を「環境水産課」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるることができる。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。